「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

平成24年9月21日 南砺市総務部財政課

平成 23 年度決算に基づく平成 24 年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表いたします。

なお、この法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けること、"市"の財政 健全化及び"公営企業"の経営健全化を促進することを目的として制定されました。

当市では、より健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行います。

〇「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

①実質赤字比率:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率

(平成21年度~平成23年度の平均値です。)

④将来負担比率:一般会計等が将来負担する負債の標準財政規模に対する比率

※①~④をあわせて「健全化判断比率」といいます。

※標準財政規模は、22,778,236 千円です。

⑤資 金 不 足 比 率 :公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

〇当市の状況について

	①実質赤字比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率
健全化判断比率	ー (なし)	- (なし)	12.4%	2.9%
	参考:実質黒字 比率 7.07%	参考:連結実質黒 字比率 23.89%		

〈参考〉当市に適用される基準

早期健全化基準	12.25%	17.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要です。

※①,②,③のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画の策定が必要です。

	⑤資金不足比率	
水道事業会計	_	
病院事業会計	_	
下水道事業会計	_	
簡易水道事業特別会計	_	
工業用地造成事業特別会計	_	

※「一」は、資金不足でないことを表します。

〈参考〉

当市に適用される経営健全化基準 20.0% ※資金不足比率が経営健全化基準以上の場

合、経営健全化計画の策定が必要です。